

第11回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和元年10月25日（金）午後6時～午後8時

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長
井上大介	熊本県教育庁人権同和教育課長
新谷良徳	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長
事務局／水上明久	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
佐藤智浩	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐（総務・特定疾病担当）
友田京子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 参事
上田恭裕	熊本県教育庁人権同和教育課 指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書（案）について
 - (2) その他

【1 開会】

（事務局（水上））

それでは定刻になりましたので、ただいまから「第11回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。私、熊本県健康づくり推進課の水上と申します。よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたり、熊本県健康づくり推進課長 新谷が御挨拶を申し上げます。

（新谷課長）

こんにちは。健康づくり推進課長の新谷です。

本日は、皆様、大変お忙しい中に、この第11回の熊本県ハンセン病問題啓発推進委員

会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、県が取り組んでおりますハンセン病問題啓発事業に御協力と御支援をいただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、皆様もご存じのとおり、本委員会は、『熊本県「無らい県運動」検証報告書』におきまして設置を提言され、平成27年3月に第1回の委員会を開催し、本年度5年が経過いたしますのを機に、現在までの検討内容を報告書としてとりまとめる作業を行っております。

前回7月4日に開催した第10回委員会で検討いただきました「たたき台」をもとに、会議の席上、及び会議後にいただきましたご意見を反映させ、また必要な要素を加える作業を行ってまいりました。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ内容をご確認いただいたりご意見をいただくなど、ご協力いただき誠にありがとうございました。お蔭をもちまして、本日皆様に現時点での「案」をお示しするところまで進めることができました。

本日は、この報告書の内容と、これからの委員会のあり方や今後の進め方について皆さまにご意見をいただき、年明けになりますけれども、今年度最後となる委員会を開催しまして、最終の報告案をお示ししたいと考えています。おりしも家族訴訟判決を受けた補償内容を定めた新法制定の動きや、人権差別の解消に向けて、まさにこれからの機に一層力を入れていくという国の動きのある中での開催となりました。現在の案に盛り込んだ方がよいというような事柄もあると思いますので、大変限られた時間ではあります。忌憚ない意見をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局 (水上))

それでは、これから議題に入りますが、今年度2回目の委員会になりますので、各委員のご紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。

それではこれから、設置要綱第7条に基づきまして、委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。それでは、内田委員長、お願いします。

【議題1】

(内田委員長)

それでは進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。本日の議題は、「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告書(案)」でございます。委員の皆さまには、事務局から案作成にあたって事前にご意見等を頂戴したかと存じます。7月に開催した第10回委員会でお示した「たたき案」を基に、先生方からいただきましたいろんなご意見を反映した形で、本日ご提示している案を作らせていただきました。

この案について、事務局からご説明と併せまして、今後のスケジュールについてもご説明をお願いします。

よろしくお願ひいたします。

(事務局（佐藤）)

熊本県健康づくり推進課の佐藤です。私から、右上に「資料」と表記された会議資料に基づき、報告書案についてご説明いたします。

資料は、表の左側に、前回、第10回委員会にお諮りした報告書の「たたき台」を掲載し、表の右側に、それを修正した報告書の「案」を掲載しています。この修正案は、前回委員会でのご意見に加え、9月12日から10月10日までに各委員に個別に伺ったご意見を踏まえたものです。

参考資料として、報告書の仕上がりイメージとして、現在の案を冊子にしたものをお配りしています。来年1月に予定している次回委員会で、皆様から承認を得られれば、このように冊子としてまとめた報告書を、委員長から知事に手渡しいただくことを考えています。

それでは、報告書（案）の内容につきまして、主な部分を抜粋してご説明させていただきます。なお、今回、修正・追加した箇所には、網掛けをしています。

それでは、資料の4頁をお願いします。

目次の最後に、報告書内の表記についての説明を入れました。「らい」、「ハンセン病」「ハンセン病回復者」「ハンセン病回復者等」について説明しています。

5頁をお願いします。

まずハンセン病問題の沿革を理解いただくことで、報告書の中で論じている問題点がわかりやすくなると考え、報告書の導入部として「I はじめに」を追加しました。

最初の丸、前半で菊池恵楓園のこと、そして後半で、回復者の社会復帰が困難な理由を記載しています。社会復帰が困難な理由については、ふれあい福祉だより2019年16号に多摩全生園の石井園長が掲載された「ハンセン病を正しく理解するために」を参考としました。

2つ目の丸、ハンセン病は感染力の弱い感染症であり、遺伝しないこと、国内発生はほとんどなく、外来で治癒し他人に感染させることはないこと。

3つ目の丸、しかし、治った後でも、外形上の後遺症により病気が治っていないと誤解されること。

4つ目の丸、プロミンにより治癒する病気になった後も、癩予防法のもと、無らい県運動が全国展開されたこと。

5つ目の丸、宗教界も因果応報の観点から、隔離政策を下支えしたこと。

6つ目の丸、これらにより医学的に誤ったイメージを広め、「患者は治療のために療養所に入った方が幸せだ」という認識のもと、行政、各界、地域住民、学校が、ハンセン病患者を家族と引き離し、強制収容に追い込んだこと。

ここでは、6頁の※3の注釈で、昭和26年の三園長証言のことも補足しています。

5 頁にお戻りください。7 つ目の丸（下から 2 つ目）では、隔離されたハンセン病患者の方々には、十分な看護・治療が受けられないばかりか、様々な形で人権侵害を受けたこと。

8 つ目の丸、6 頁にわたりますが、ハンセン病問題は現在進行形の問題であり、その深い傷跡は、宿泊拒否事件や家族訴訟判決という形で繰り返し私たちに反省を迫り、根強い偏見・差別の解消や当事者の高齢化・語り部の確保など、多岐にわたる課題解決が求められていること。

6 頁の最初の丸、私たちは「無らい県運動」に加害者として関わり、ハンセン病問題の解決は、国、地方公共団体、各界の責務であること。

2 つ目の丸、ハンセン病問題は、多数の安全・安心のためならば「一部の人間の人権は制限されても仕方がない」という感染症にかかる公衆衛生政策の考え方と、同情論が一体となって、差別意識のない差別・偏見が生み出されたこと、ハンセン病医学・医療の「権威者」と目された人たちの独善的で非科学的な知見が、パターンリズムと一体となって国のハンセン病政策に大きな影響を与えたこと、など、多くの教訓が指摘されていること。

最後、3 つ目の丸、私たちは二度と同じ過ちを繰り返さないよう、教訓を風化させないためにも、不断の啓発を行い、ハンセン病問題に向き合い、すべての人権が尊重される社会を実現していくこと、とまとめています。

9 頁をお願いします。「Ⅲ ハンセン病回復者等を取り巻く現状と課題等」です。

まず、「1 ハンセン病問題への関心」ですが、前回意見を踏まえ、県民アンケート調査結果を切り口にしました。記載内容に大きな変更はありません。

1 つ目の丸、60 歳以上の世代は、偏見・差別意識が根強く残っており、39 歳以下の世代は、ハンセン病問題の正しい知識が伴っていないという傾向がみられ、2 つ目の丸、報道各社が国賠訴訟や宿泊拒否事件を大きく取り上げ、県民の理解が深まり、子どもたちへの教育意識も高まったが、3 つ目の丸、高い人権意識を備えるべき自治体職員でさえ、ハンセン病のことを知らないという声が聞かれ、ハンセン病問題への関心を高める不断の努力が必要、としています。

なお、枠囲み、【委員からの指摘のあった差別・偏見の事例】で示しているとおおり、前回、まとめて記載していた事例は、関連項目に散りばめて紹介しています。

11 頁をお願いします。

「2 ハンセン病回復者の高齢化」についても、大きな変更はなく、いずれ、入所者との交流が不可能となる、としています。

12 頁をお願いします。

「3 社会生活に対する不安」についても、大きな変更はありません。

誤った事実認識を信じ込まされた世代の人々が、介護施設に入所している可能性が高い現在、誤った認識のまま、不当な差別や偏見を受けないかという不安が、施設利用を躊躇させている、としています。

なお、ここで※毎日新聞のアンケート調査を紹介しています。

13 頁から 14 頁にかけて、「Ⅳ 熊本県のこれまでの取組に対する評価・提言」の「1

これまでの取組状況」を記載しています。

14 頁、資料中ごろの教育庁のところですが、二つ目の丸と三つ目の丸の事業については、平成 16 年度からの事業でしたので、開始年度を修正しています。

続いて、「2 課題」ですが、1つ目の丸、啓発にあたり一番の課題は、この悲劇を二度と起こさぬよう、ハンセン病問題を熊本県の教訓として、しっかりと生かさなければならぬこと。

2つ目の丸、しかし、県民アンケートをみても、県民の理解が十分とはいえず、啓発の更なる創意工夫と継続が必要なこと。

15 頁、最初の丸、県の教育・啓発の取組は、参加者が少なければ効果は限定的であり、関心を高めるために、対象とする集団ごとの分析・対策が必要。

2つ目の丸、語り部活動が困難となる前に、実効性のある持続可能な代替手法の確立が必要であること、3つ目の丸、ハンセン病問題の教訓を様々な人権問題のアプローチに波及させ、共生社会の実現につなげていくこと、としています。

次に「3 今後に向けて」ですが、1つ目の丸、まず、多くの県民にハンセン病問題の存在を正しく知ってもらうことが大切であること、2つ目の丸、そのためには、啓発の取組を PDCA サイクルで評価・改善しながらの継続が肝要であること、16 頁、上から 4 行目、最初の丸、その改善例として、関心を引くための広報や魅力ある講師選定、歴史や美術と絡めた企画などを紹介しています。

2つ目の丸、次に、ハンセン病問題の存在を知ってもらうだけでなく、さらに関心を深めてもらうことが大切であり、そのために、3つ目の丸、関心を持ってもらう取組から一歩踏み込み、参加者の行動変容をきたすことを目的とした取組が必要で、4つ目の丸、参加者の変化（気づき）を評価指標に加えるべき、としています。最後の丸、留意点として、人権教育を実施する側の重点の置き方を紹介しています。

17 頁をお願いします。

「V 各界に求める今後の啓発の進め方等の提案」です。

中間報告の概要については、下の※印のなお書きにも記載しておりますが、中間報告後の各界の取組について、本年 9 月 1 日現在で各報告者に修正いただいております。

では、戻りまして、「1 医学界」です。特に、中間報告の追加は、④及び⑤の部分です。

次に「(2) 医学界に対する提案」ですが、18 頁をお願いします。新たに「②パターンリズムからの脱却」という項目を設けて整理しました。ここでは、1つ目の丸、医療従事者は、ハンセン病医学だけでなく、医療倫理、人権侵害などをハンセン病から学ぶことが必要であり、2つ目の丸、その学ぶ機会の確保に向けた関係機関への働きかけ、と3つ目の丸、お互いにフラットに検証しあう仕組みがなければ、パターンリズムから抜け出すことは難しい、としています。

19 頁をお願いします。

「⑤ 県民への啓発の必要性」については、誤解される後遺症の説明を、※印も含めて、追加しました。この※印は、菊池恵楓園機関紙の「菊池野」2011 年 11 月号で、野上先生が掲載された「ハンセン病の医学」を参考にさせていただきました。

次に、「2 福祉界」です。中間報告の概要については、20 頁、上から二つ目のポツで、社会福祉士会会員の研修の取組などが新たに追加されています。

「(2) 福祉界に対する提案について」は、前回から大きな変更点ははありません。

「①専門家の必要性」では、大阪の事例を引き合いに、熊本県にも、伴走型の生活支援を行う役割をもつ専門家が必要、と提案しています。

21 頁をお願いします。

「法曹界」です。中間報告については、報告者から詳細な追加がございましたので、事務局の方で、他の各界とのバランスも考慮し、要約させて記載しています。

追加された③においては、菊池事件及び家族訴訟における動き、また、④においては、弁護士会における菊池恵楓園現地研修会の開催や、新規登録弁護士研修におけるハンセン病問題人権研修の実施などが紹介されています。

22 頁をお願いします。

「(2) 法曹界に対する提案」について、「パターナリズムは権利である」というフレーズについて、「自己決定・自己責任で幸福を追求できない国民は、国等からの保護を通じて幸福を実現していく必要があり、その意味で」という説明を追加し、わかりやすくしました。

次に「マスコミ」です。中間報告については、23 頁、上から一つ目のポツ、平成 27 年から新人記者の菊池恵楓園での研修が追加されています。

「(2) マスコミに対する提案」ですが、左側を見ていただきますと、前回「①インターネットを介するヘイトスピーチ等現代社会における表現の課題」を入れていましたが、この部分は、マスコミというよりも、インターネット上の SNS 等における問題であることから、別項目で整理しました。

マスコミに対する提案としては、右側、二つ目の丸、センセーショナルな見出しがミスリーディングにつながりかねず、冷静な分析が求められるという、前回意見を追加しました。

3 つ目の丸は、一方、マスメディアと学校が連携する NIE の取組は魅力的であり、「小・中学校で行った人権教育は、高校・大学でより深める必要がある」ことから、高校や大学でもマスメディアが連携すると高い効果が期待される、としています。

24 頁をお願いします。

「宗教界」です。中間報告については、3 つ目のポツ、曹洞宗では、僧侶養成課程教育や布教活動などでの啓発活動が追加されています。

「(2) 宗教界に対する提案」については、「俗説的地獄論」という表現だと、何らかの定義された文言のように思われるため、「罪人は地獄に落ちるといふ俗説的な地獄論」と修正しました。

次に「VI これからの県民への啓発意識の向上のための取組の方向性」です。まず、「総論」ではわかりにくいので、「共生社会の実現に向けて」としました。ここでは、最初の丸、私たちは、ハンセン病回復者の名誉回復、被害救済が十分に行われな限り、ハンセン病問題は将来にわたる問題であり、25 頁、ハンセン病問題の教訓を様々な人権問題のアプローチに波及させ、共生社会の実現につなげなければならないこと。

25 頁の最初の丸、ハンセン病問題は、入所者の方々が自らの人権を守り・闘ってきた歴史を学ぶことで、様々な人権問題やパターンリズムの問題に対する意識を高められること。

2 つ目の丸、日本では「人権」の法的裏付けがなく、差別することが法的にいけなると明確にしなければならないこと、ハンセン病問題の場合、多くの「差別意識のない差別・偏見」が生み出され、自分は差別していないと思っても、実際には人権侵害している場合があり、そのギャップを埋める必要があること。

3 つ目の丸、障害者差別解消法を例に、様々な差別や偏見事例を具体的に示すことが、事態の改善や教育・啓発に必要なこと。

4 つ目以降の丸では、ただし、その際には、インターネット等の普及で、差別が連鎖して2 次的な差別を生む可能性があることに留意すること、という構成としました。

26 頁をお願いします。

「2 教育活動」についても、大きな変更はありません。

2 つ目の丸、小学校から大学までの各段階において一貫した人権施策が求められること、その教育者に対する研修は大きな意義があり、研修効果を自分の教育活動にフィードバックすることが求められる、としています。

「3 語り部とボランティア対策」についても、大きな変更はございませんが、

1 つ目の丸、啓発には、実際に見て聞いて肌で感じるということが非常に効果的であり、

2 つ目の丸、啓発の核となる語り部機能の存続と、ボランティアガイドの確保が喫緊の課題としています。

27 頁、「(1) 語り部」については「映像等の記録」と「伝承者の育成等」の必要性を記載しています。また、「(2) ボランティアガイド」については、実働できる体制を確保したうえで、モチベーションの維持向上、伝承者としての活動などを記載しています。

28 頁をお願いします。

「4 入所者の減少と退所者の相対的増加」については、2 つ目の丸、ハンセン病家族訴訟判決を受け、国においては関係省庁が連携・協力して教育・啓発の強化に取り組むこととなり、各家庭、各職場、町内会などに対する国や自治体の啓発が充実するほど、退所者も暮らしやすくなること、そして、ハンセン病回復者が、社会の中でありのままに生きていくことが大きな啓発になること。

「5 入所者がいなくなった後の問題」、「6 資料の保存」については大きな変更はありません。

最後に、「VII 委員会のあり方」について、です。前回、会議時間の関係でほとんど議論できませんでしたので、本日は、別に時間をとって議論いただきたいのですが、現時点では、次のとおり整理しています。

「1 取組の成果、検証」について。1 つ目の丸、委員会の役割は、総合的かつ全体的に企画をコーディネートすること、各界や県民に自治会活動へ支援してもらうこともその一つとし、2 つ目の丸、この報告書で提言された項目に優先順位を付けて今後の取組に盛り込むこと、また、その実施にあたり、PDCAサイクルでフォローアップ

すること、としています。

29 頁、「2 今後の進め方」について。2 つ目の丸、本報告により今回の委員会の議論に区切りをつけ、来年度以降は、令和 4 年にリニューアルする社会交流会館を核とした啓発のあり方などの議論が考えられる。

最後の丸、委員構成も、家族訴訟判決を踏まえ、関係機関の追加や見直しも検討が必要、としています。

30 頁には、これまでの主な出来事を掲載しています。他にも、本委員会の設置要項や委員名簿などを掲載する予定ですが、その他にも掲載すべき資料等があれば、是非、ご意見をいただければと思います。

報告書案についての説明は以上です。

なお、今後の予定ですが、冒頭にも説明しましたとおり、今回の議論を踏まえ、来年 1 月に第 12 回委員会を開催する予定です。そこで報告書をお諮りし、承認が得られれば、知事への報告を予定しています。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました案につきまして、委員の先生方から順次全体的なご意見をいただければと思います。そのあとで、委員会の今後のあり方については、改めて先生方の方からご意見を頂戴できればと思います。それでは、志村委員からお願いいたします。

(志村委員)

大変ご苦労様です。内容については、説明があったとおりなんですけど、私はじっくり最初の基本理念を何回か読み返してみました。家族訴訟が結審しましたが、判決の中で、社会の中にはまだ多くの偏見や差別がある、そういうことが指摘されて、文科省、法務省と厚労省が三者一体となって、対策を考えよという指摘というか、判決がありました。それからいうと、この基本理念の方が若干遅れてしまったんじゃないかというように思います。例えば、「ハンセン病の患者であった者等」という表現ではなくて、ハンセン病患者及び家族・親族、親族を入れるかどうかは別としてですね、そういうふうにはっきり書いた方がいいんじゃないかと思います。

それから第 3 条の 3 項についても、ハンセン病問題基本法には、差別禁止条項が明確に入っています。それは、入れる入れないで相当もめたが、せっかく作る法律の中に、理念法とはいえ、差別禁止条項が入らないということは納得できないということで、随分頑張りました。そして、条項が入ったんです。しかし、残念ながら、罰則規定も何もない理念法に終わった。そういう経緯がございます。

それと地方公共団体というところの中で、先日徳島県の阿南市、皆さんはもうご存知のとおりハンセン病と大変関連がある。そこで、どうしたかという、その条文についてはまだ聞いていませんが、条例を作った。今の法律では救済ができない、カバーできない。従って、条例でカバーしていく、そういう姿勢がある。今申したとおり、社会

内にあるハンセン病に対する偏見や差別がこの（報告書案）中でいろいろと書かれているように、ハンセン病だけではなくて、いろんな差別に対しても、それが効力を持ちうるということになっている。明らかにこれは、条例で持ってその辺を埋めていくという作業が必要なのではないかという風に考えました。これをしっかり読みながらそのような感じを持ちました。そういうことが実際にできるかどうか、せっかくここまでまとまったので、内容はいいと思う。理念のところをもう少し熊本地裁判決、例えば、ハンセン病訴訟、優生保護法、それに対する判例、そして今度出ました家族訴訟判決、これを3つ併せてみると、基本理念の方が遅れている、そういうふうに私は感じますが、皆さんのご意見をお伺いしたい。

（中委員）

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」は、国の法律です。熊本県サイドで内容を変えることができるのか疑問です。現在、中央では家族訴訟勝訴後の法案提出に向けて今国会成立を目指して調整中ですので、この結果を待った方が良いと思います。

（内田委員長）

それ以外に、中委員の方から全体的な案についての意見はありませんか。

（中委員）

全体的なことはいいと思います。一昨日のことですが、私が住んでいる県営住宅と熊本市営住宅は隣近所です。一昨日、サクラマチを見ていないから久しぶりにバスで行って、帰ってきました。市営住宅の細道をとおって、県営住宅に行く方が近いもんだから、そこを歩いてきたら、時々お会いする顔見知りの方と出くわして、立ち話をしました。その方は、以前建設会社の下請けで恵楓園の工事現場に来ていた方です。。その方と立ち話の中で、「よくテレビや新聞を見ているけれど、ハンセン病の裁判はなかなか終わらないね」と言うもんだから、家族訴訟は終わりましたと言ったら、「あなたたちはいいね、裁判のたびに勝訴して」、結局じゃぶじゃぶお金が入ってくるような言い方ですよ。

県も啓発委員会等で努力されているけど、県民の皆さんにハンセン病問題を心底理解してもらい、当事者たちが安心して生きていける共生社会の実現には時間がかかる気がしました。

この人権問題、長年差別されてきた人たちの苦労は、この人たちは関心を持っていないんだな。ただ目先のお金のことだけに関心があるような気がしてね。差別解消問題に取り組むものとしては複雑な気持ちがしました。

県に何うが、文科省あたりから各学校へハンセン病問題の啓発を学習をするような通達が来ているんですか。

（井上委員）

はい、8月か9月に来まして、すぐに全ての学校に通知をしております。その中で、文科省の通知の中にはリーフレット等の資料や、ホームページの紹介とか、各学校にお

いては資料が必要なら、県でも出しているが、更に資料を併せて紹介がしてあったので、小、中、高すべての県立学校、特別支援学校を含めて通知がすでに下りております。

(中委員)

私は、正式なことは聞いていなかったが、最近の高校、大学あたりの取組みが、通達があったような気がするくらい、頻繁に講演依頼があるもんだから。お聞きしてよかったです。

(井上委員)

8月の終わり（8月30日付け）に国（文科省）から下りてきて、9月の中旬（9月11日）に本課から発出したということです。

(志村委員)

いま、中さんからお話があった件ですが、私はマスコミの対応で、マスコミの皆さんに、一番最初にあなた方が金額がいくらということを最初に書くな。金をとるために裁判をやっているのではない。自分たちの身に余る差別を受けた、肩身を狭くして生きてきた、そのことを法的にはっきりさせて、それに基づいて、民事訴訟だから賠償金がついて回る。そういう判決。何人かのマスコミさんには、金額はどうでもいい、そうじゃなくて、憲法が要求する基本的人権をどう実現していくか、それと同時に日本では人権自体が実定法の中にないということ。これを埋めるにどうするのか、私は差別禁止法を作れということはずっと言っているが、独りよがりになってなかなかそれが社会に受け入れられないという現状があって、国賠訴訟の中で、例えば鹿児島の場合、敬愛園に入所している自治会員が原告団に向かって一億円が歩きよるなんて、そういうバカバカしいことを言って回る。これは差別されている者がそういった風に考え、非常に人権感覚が乏しい。一般社会でも、私が養鶏場をやっていたその時の廃鶏をうちから取っていた人が、「志村さん、あんたたちはいいな。」何を言うかと。何を言うかということ、差別があることを容認するのか。そういうことで、ここは一線を引いて、自分たちの方が強い態度でいかないと、お願いします方式では本来解決しない。例えば今度の訴訟で、だいたいこっちが必要だということがマスコミの皆さんに逐一もたらされてきました。そしてだいたい、そういう風に結果が出ました。その時に、どうしても、差別というもの、熊本県でも、同和問題にしても、水俣病の問題にしても、やはり差別的で。その差別をなくそうということで、みんながスクラムを組める（心をついにできる）といいんですが。どこかの教職員ではないですが、4人の教師が若い教師をいじめるなんて、こういう中で誰を信用していいのかということになると、これは、訴訟、裁判でもって判決をもらう以外にないだろう、そういうところは開き直っていかざるを得ない。そこが憎々しく感じる人も多いということ。その人たちがいかに貧しいかということでもあると思う。

(内田委員長)

すみません、委員全員からひとつおとりご意見をきいて、また中さんにお願いしたいと思います。では、箕田委員よろしく申し上げます。

(箕田委員)

かなり内容的には、よくまとめられたと思います。後は、見出しと、中がっていないところとか、法曹界のところは結構名詞止めになっていて、他は文書体になっているので寄せ集め感が出ているかなと思っていました。そこら辺をもう少し揃えて。そういうところですか。中身的にはだいたい出たことは言及されているし、話し言葉を基にして作ってあるので難しいところもあると思うが、基本的にはいいのではないかと。

(内田委員長)

では、小野委員よろしく申し上げます。

(小野委員)

まだまだ少しずつ直したいところがあるが、全体的には非常にうまくまとまっていると思う。志村さんがおっしゃった家族訴訟のことをどこかに入れるのか入れないのか。検討していただいて。

それから、もう一つ、一番最後のページで、「添付する参考資料」とは、これらに関する資料を添付するということでしょうか。

(新谷委員長)

まだ、資料が入ってきます。

(小野委員)

その中に、県が毎年やっているパンフレットも入りますか。

(新谷委員長)

資料としては入れることは可能です。入れた方がよければ。

(小野委員)

入っていた方がありがたい。さっき中さんとも話しましたが、11月に鹿本農業高校から早速依頼があって啓発の講演を行って来ますが、その時にパンフレット200部をいただきましたが、あれをもとにやるので、この資料の中に入れていただければ。

(内田委員長)

では、遠藤委員よろしく申し上げます。

(遠藤委員)

志村さんのおっしゃった家族の問題は入所者の問題は繋がっていますなぜ入所者の

方たちが名前を名乗れないのかというのは、家族の問題が背後にあるからですし、そういう意味で、家族の問題と入所者の苦しみの問題と繋がっているのです、家族訴訟で家族の被害によりやく光が当たったところなので、少し踏み込んで書いていく必要があるかな。

あとここで扱う論点ではないかもしれませんが、今、志村さんが言われたマスコミの問題は、お金の話が真っ先に報じられると、その結果、逆に差別が助長されてしまう可能性すらもっています。やはり熊本地裁判決では原告がお金がもらえる人と、もらえない人が4つに振り分けられるという形で、ある意味家族被害が分断された判決が、2種類に解消されたんですね。人生被害というものの大きさは、解消することができないからお金の問題に関わらざるを得ないのであって、本当はお金ではなく、人生被害が別の形で解消されるのならそれが一番正しい解消の仕方だけでも、お金の問題が地裁判決に関していくらもらったとか、いくら増えたとか、こうして増えたとかの議論が表に出るとそれは逆効果になってしまいます。それはある意味では、中さんが言われたように補償金に対する報道によって、結果として差別を助長するという逆の効果をマスコミが担ってしまうのではないかとこのことを危惧はします。

(内田委員長)

では、中委員どうぞ。

(中委員)

マスコミの問題ですが、昨日今日と大々的に一面、二面に載っていましたがけれども、原告団長がおっしゃるように、その金額そのものはわずかなものですよね。何十年もハンセン病の家族であることで、社会内であらゆる方面で差別をされて今日まで生きています。あと、熊本地裁に家族被害を訴えて、裁判に勝訴できてよかった。その判決の内容は、先の2001年判決の国賠訴訟の時は、厚労省と国会議員の不作為、この2点でしたけれども、家族訴訟は、加えて、文科省、法務省、学校教育などで啓発を行わなかったがゆえに家族も元患者も差別をずっと受け続けてきた、もっと啓発に取り組みという判決だった。その判決はよかったが、残念ながら、金銭的にはこれ勝訴したのかと思えるようなものだった。人権てこんなに安いものなのかな。何十年も差別されてこんなもんかなって、私も今回原告に加わる立場ではないけれども、判決の報告を聞きながら思いました。今度はマスコミの報道には金銭面を主に書いていて、今日もそうでしたけど、熊本地裁判決よりも上乘せしていくらいくら、判決の内容と国と交渉して180万と130万というのが決まった。その比較なども載っていたし、家族がどういう差別被害を受けたかというのがあまり書いてないような気がするんですね。家族が、元患者、いわゆる回復者たちがどういう差別被害を具体的に受けてきたか、これは判決文にちゃんと書いてますよね。一番苦労したのは結婚差別。ハンセン病患者が家族に一人いたが故に、結婚差別をやられてきた、人によっては親がハンセン病ということ打ち明けて結婚しても、結局は長い夫婦生活の中で、お前の親はどうだったということを繰り返し言われると耐えられなくなって離婚した。私は、前の遺族の補償の和解にも加わったので、今

回のれんげ草の面々を私はみんな知っています。ですから、話も聞いています。ですから結婚差別があった、そして、その子供が就職しようとしたら就職できなかった。あるいは、いいところの会社に就職しようとしたら、調査にきて、結局は恵楓園に、以前にマスコミに報道された勇気ある人がいたが、弟が就職するために、長男である菊池恵楓園の入所者の戸籍から外させてくれという親からの頼みがあったとか、そういった被害を、どういう被害があってこの裁判で勝訴したかをもう少し県民に具体的に知らしめてほしいと私は思います。

それと、語り部のことなんですが、先週熊本市役所と第78回の意見交換をしました。その席では弁護士が2人来ていて、県からも友田さんが来ておられたけれども、これからのハンセン病問題の啓発について話がありましたけれども、家族訴訟でテレビや新聞に出てお話ができるような人たちも何人か出てきましたので、あの人たちは私たちと違って、ハンセン病の後遺症もないわけですね。年齢的にも若いし、元気だから、そういう家族も語り部をしてもらうように、具体的に言ったら国宗弁護士、先生が担当ですからそういう風なことも協力してもらえないだろうかというお話をしました。

(内田委員長)

ありがとうございました。今、委員の方々からご意見をいただきました。少し私の方でまとめさせていただきますと、5点かなと思います。

1点目は、基本法の見直しが必要ではというご指摘です。家族訴訟の勝訴判決が確定したのをうけて、基本法の見直しがされるようですが、この委員会報告書でもやはり見直しが必要だという表現をどこかに入れてほしいというのが1点目です。

2点目はですね、先ほどから出ていることですが、報告書23ページ、マスコミに関する提案の、㉑の下ですね。「例えば、令和元年(2019年)6月のハンセン病家族訴訟判決の報道においても、賠償金の総額のみをセンセーショナルに切り取った見出しは、」というような形で、委員の皆さんのご指摘に対応する表現があるが、もう少し踏み込んだ表現ができないかという意見だと思います。ご検討いただければありがたいと思います。それから、ご指摘は、マスコミに対する要望だけでなく、ハンセン病問題の展開にとっては、2001年の判決と、今年の判決は非常に大きな意味を持つんですけど、この判決の持っている意味について、もう少し県民の方々に対して丁寧に啓発していく必要があるのではないかというご指摘であったと思います。啓発の中に判決の持っている意義や課題とかそういったことを少し盛り込むようなことを検討いただけないかということが二つ目だと思います。

3点目は、包括的な差別禁止法を制定するということがないと、なかなか差別偏見をなくしていけないのではないかという志村さんのご発言だったと思います。委員会全体としてそこまでまとまるかどうかは別にしても、包括的な差別禁止法の制定の必要性が委員から問題提起されたという表現を入れていただくことを検討いただければと思います。現に東京都の国立市では、包括的な差別禁止の条例をすでに作っているわけですね。すべての差別を禁止するという条例を作っていますので、そういう動きがあるということも少し視野に入れながら、どういう表現の仕方ができるかを検討いただければと思いま

す。

もう一つは、語り部の問題ですね。家族訴訟もございまして、家族の方々も語り部という形で今後登場していただけるだろうと期待したい、そういう類の表現を入れていただけるかどうか、という点について少しご検討いただければありがたいと思います。

最後に、少し表現について、まだ十分に調整がついていない箇所等があるので、その点については、もう一度全体をみて、特に法曹界の内容については、もう一度見直してほしいということでしたので、お願いできればと思います。以上5点宜しくお願いできればと思っています。

それ以外の点について、委員の先生方の方から追加のご発言等ありましたらお願いできればと思います。

(志村委員)

各界の協議会にしても、宗教にしても、医学界にしても、法曹、マスコミ等あるんですが、法曹の中に私は国賠訴訟の時に、随分私個人あてにラブレターが来たんですね。無記名で来ました。そこで、弁護士さんに相談して、せっかく熊本には法務支局というものがあるんだから、そこにこれを持っていきますと言ったら、行ったって何にもせんから行かん方がいいという話でした。

もしハンセン病ということで差別があった場合は、各県には法務支局を置いている。法務支局のもとには人権擁護委員がちゃんと網を敷いて、どこかにひっかかる。その元締めである法務支局、これは何にもしてくれない。そのことについて、全然看過することができないです。今度の家族訴訟の判決の中で、法務省もともに差別の責任にあたるということが明確に判決で出てます。だから、各県にある法務支局はあるだけでは何にもならない。具体的なことを持って行っても、何べんも行ったんですよ。最初は、どうなりました、と聞けば、これは同和問題と同じですねと。それで済ますとはどういうことかと2回目にはちょっと言い合いっこをしたんですが、本当に取り上げてくれない。だから、人権の砦になっていない。そういう風に今言ってしまうとちょっと問題があるかもしれないですが、その辺は座長の方で、どういう風にか何らかの支局に対して責任を負わせることができないかということです。

(内田委員長)

ご存知のように日本の法務省の人権擁護行政については、法的な裏付けがほとんどない。人権擁護委員法という法律しかなくて、後はほとんど通達とか内規でやっている。そこで法的な整備が必要だろうということで、人権擁護法案とか、人権委員会設置法案というものを国会に出したがどちらも廃案になって、現在のところ制定の見込みが立っていない。全く法的な裏付けがないので、強制的な調査はできない、任意の調査しかできない。協力できませんという調査できない状況になっている。人権相談についても根拠になる法律が全くないという形で、なかなかうまく行かない。国連からは、そういうこともあって、先ほど志村さんがおっしゃったように、法律を作ってきちんと根拠づけを作ってくださいという話になっているんですが、なかなか法律ができていないとい

う状況ですね。

もう一つ大きいのは、人手の問題です。ほとんどパワーがない、人数が非常に少ない。地方の法務局とかの職員は、定員削減でどんどん数が減っている。調査にあたる人数がどんどん減っていくという形になっている。予算的な裏付けもない。年間100億くらいで日本全体の人権擁護費を担っている。このようなないない尽くしの中で日本の人権擁護行政が行われているということがある。

その中で、志村さんからご指摘があったような差別除去義務違反があった、差別を除去する義務があったにもかかわらず、果たさなかったという除去義務違反が認められた。志村さんがおっしゃったように法的な整備とか、予算的な裏付けとか、マンパワーの問題とかが課題になってくるのは間違いないところだと思います。

(遠藤委員)

先ほど整理で出てきた家族の問題ですね、これは健康づくり推進課が来年1月11日に啓発フォーラムをされますが、2つ論点があると思います。

一つは、今まで県が主催している行事の参加者が本当に少ないことです。フォーラムをすることだけでなく、より多くの人たちに理解していただくためにやるので、やはり今後に向けて更なる創意工夫が必要だと思いますね。ここに従来と違ってどのくらいの参加者が来るのかということ、とっかかりから議論する必要があるなと思います。私達にも相談してくだされば協力しますし、先日「菊池恵楓園の将来構想を考える会」の運営委員会でも、合志市はかなり人を集める力があるので合志市と連携するとかそういう形でいろんな工夫を試みる必要があるという話をしました。

もう一つは、チラシの2段目がまさにここで言われていることなので、原告のうち、実際名前を挙げてらっしゃる方は7人くらいですよ。補償金の問題がいくら解決しても、このことによってどれだけ多くのカミングアウトする方が増えるだろうか。まさにそうした方たちが増えていくために、行政も含めてどこまで協力できるか。家族がカミングアウトすることができれば、入所者の人もカミングアウトできるし、自分の故郷に帰ることができる。家族故郷のお墓に入ることもできることに繋がる。家族の問題をフォーラムで取り上げることは、家族の方たちが、どうやったらカミングアウトできて、社会の中で安心して生活できていくかということ、これを県民の皆さんと検討し、問題を共有するための手段であって、フォーラムを開催すること自体が目的ではないので、そこに向かって徐々にでもいいので、少しでもいいものにするためにこれからどうやっていくか、その出発点であると私は認識理解しているつもりですので、宜しくお願ひしたいと思います。

(内田委員長)

報告書の中に盛り込む必要はないかなとは思いますが、今、遠藤先生がおっしゃったとおり、相談窓口を設置して、そういう方たちの、カミングアウトしようかどうかという相談にきちんと対応して、必要な支援をする、助言をしていくということが、今回の勝訴訴訟がうまく行くかどうかにかかっているんだろうと思います。

ただ、今の日本の現状を見たときに、相談の適任者をきちんと養成するシステムはどこもとっていない。国レベルでも自治体レベルでも相談担当者を養成するシステムがない。ほとんどの方が努力して自分でそのスキルをつけるしかないという状態です。加えて、現在、いろんな相談をやっている人が、また家族の方々からのそれも担当するとなると負担が大変なので、これ以上頑張りきれない。こういう状態をどうするのかという問題もあります。

それから、相談窓口を設定するために予算が必要だが、ただでさえ自治体の予算が厳しい中で、そういう予算をきちんと出せるのかという問題があるわけです。今後どう解決していくのか課題です。それは熊本県レベルだけで何とかできることではないので、この報告書の中に盛り込むのはちょっと難しいかと思うんです。ただ、国全体としては、そういう課題を抱えておりそれをきちんとクリアしていかないとせっかく救済や保障という法律ができて、それを使う人が少なく、絵に描いた餅になってしまうんじゃないかと危惧されます。

(中委員)

ちょっといいですか。私たちは、ハンセン病回復者、当事者もそうですが、家族もカミングアウトとなるとなかなか現状では難しいと思います。というのも、私たちは、今月の31日に熊本市役所の10階で、退所者及び家族の特別相談会というのをやるんです。それは熊本市の市政だよりに載せてあります。それで今回で5回目くらいですかね、相談会をやっています。弁護士一人と社会福祉士一人と私の3人で会場で待っているんですけども、まあ、少ないですね。NHKで今日の出来事というところで聞いたという人が二人ほど来たことがあります。

それは、家族の方で、ご主人がなくなって、生きてるうちは退所者給与金がもらえて、暮らしが成り立ってきたんだけど、亡くなったら打ち切られます。即生活に窮して、相談に来ましたという人が2名ほどいて、タイミングよく、平成17年10月から特別配偶者手当というのが、7年半かかって厚労省との協議を重ねてやっと実現して、特別配偶者手当として退所者の家族に、当事者が亡くなったら支給される制度ができて、その時にちょうど来られたので、いい時に来られたですね、法律でもやがて決まります。10月からは申請すればもらえます。申請書もこちらの弁護士の方で厚労省に届けますから、ということで安心して帰られました。生活に窮した時も、相談などがきますね。だけど、退所者の家族でも特別配偶者手当が出るようになったよと厚労省からの書類を今から送りますと言ったら、ハンセン病と書いた書類は一切お断りと。そういうのが実情なんです。実際に困っている人は、書類を受け取ってくれるが。ですから、語り部のことで話しましたが、この裁判で、新聞あるいはテレビに出てやっておられるメンバーはみんな一緒ですよ。そういう方にしか語り部は頼めないの、ということで、この間弁護士にも相談したところ。家族も私たちも当事者はなかなか現実問題として、カミングアウトできません。原告団長が、ハンセン病学会ニュースに書いていましたが、茶飲み話で、家族がハンセン病だったと語れるような社会に早くなしてほしいと書いていました。まさにその通りです。

(内田委員長)

今まで、委員の先生方からいろいろご指摘、ご意見が出ましたので、それを踏まえて、修正させていただきたいと思いますが、修正作業は事務局と私の方でさせていただきたいと思います。一任していただければと思います。よろしくお願いします。

〈反対意見なし〉

よろしくお願いします。

それでは、時間の関係で恐縮ですが、今後の委員会のあり方について、先生方の方からご意見を頂戴できればと思いますが。その前に、井上委員、新谷委員に意見を聞いておりませんでした。全体の報告書について、両委員からご意見があればお願いします。

(井上委員)

教育委員会でございます。教育委員会では人権教育という大きな括りの中で、これまでずっとやってきました。水俣病問題、同和問題、ハンセン病問題ほか障がい者問題等について、各学校現場で段階に応じてやっているところでございます。何十年という取り組みの中で、以前は、学校でやったことが家庭や地域で壊されるということをよく言われて、その観点から学校教育ではなくて、社会教育が進んできてその重要性が問われてきたということで、今は、学校教育と家庭も入った社会教育の中でやっているところなんです。

最近では、ネット社会になったものですから、学校教育でやったことが、ネットで壊されるという状況が、教育委員会としては非常に難しい。そのためにも、社会に出る前に段階に応じて、様々な人権問題の基礎を作っていかなければならないかなと改めて思っているところです。

うちの方から（事業開始）年度の修正を出させていただいたのは、こういう資料を平成15年に教育委員会の方で、作った資料です。学校の先生方、小中高校の先生方に、こういった授業を進めていくといいのではないかとという県教育委員会として初めてハンセン病にしたのが15年に作ったものですから、その翌年ということで、16年度にスタートという形をとらせていただきました。実際現場では早くからやっていた学校もあったかと思いますが、たまたまこの年に黒川の事件が起きたということもあって、当時そういう状況があったかなということ思い出したところです。

報告につきましては、主管課とだいぶやり取りをさせていただきましたので、それで教育委員会としては問題ありません。

(新谷委員)

はい、一点だけですけれども、27ページに語り部のことがございます。27ページ冒頭に書いてありますとおり、当事者の実体験に基づく話が一番心に響くということで、心に響くことが重要で、ここでは伝承者の育成、また今お話のありましたご家族の方も

語り部として、ということでございます。また、そのほか、志村会長、太田副会長によくご講話をいただいているところですが、もし他の入所者の方でも、たとえば対話形式で聞き手の方がいて、引き出していくというような、なかなか一人で話するというのは非常に難しいところがあったりするのかもしれないんですけど、そういう聞き手とのやりとりの中で、対談と言いますか、そういうやり方で入所者の中の方にも、やっていいよという方がもしいらっしゃれば、そういう方法もあるのかなと思っております。

案とは全然関係ないんですけど、法務局の話がいろいろと出てきていますが、ちなみに法務局が作っているわけではないのですが、この「ハンセン病を正しく理解しましょう」というリーフレットは、法務省の委託料で作っています。事業としては法務省の事業で、県で作れば県のお金でいいんですが、まあそういった委託料の事業があるものですから表には出ていないんですけども、法務局の取組としてはされている、ハンセン病に対しては、この部分が直接なんですけど、人権問題としては他にもいろいろあるという、まあ、弁護するわけではないんですけど、そういった取組があることをご紹介します。

(内田委員長)

ありがとうございました。時間の関係で、今後の委員会のあり方ということで、ご意見をいただければと思います。では、遠藤委員からお願いします。

(遠藤委員)

この委員会自体にいる今の委員がすべてまた負うという必要はないんでしょうが、まともでもPDCAサイクルの必要性をいわれているように、我々が報告書を出した後、それが具体的にどのように実現されていっているかという検証をする仕組み・組織というのは、PDCAサイクルの一つという形で第三者機関がやはり必要だろう、と思います。そういう形でいろんな検証とかアドバイスとかしながら、熊本県の取り組まれている施策をより成果があるものにしていく役割を担う委員会を設置して頂ければと個人的には思っています。

(内田委員長)

小野委員お願いします。

(小野委員)

特に意見はありませんけど、家族問題に光が当たってきたので、やはり継続してこの委員会を作っていくことが必要ではないかと強く思っています。あとは、ほかの分野の委員をどれだけ増やしていいのかわかりませんが、できれば少し若い人に入ってもらえればいいかもしれません。

(箕田委員)

メンバーに関しては、家族訴訟のことも受けて、増やさざるを得ないのではないかと。

そういう家族被害を受けられている家族の方も入っていただく必要があるのかなと思います。

あと、啓発のやり方に関しまして、やはり自分事、我が事って、共生社会と国も言っていますけど、最近もあちこちで洪水災害があって、みんなが口を一様にそろえて、人を見て大変だなあと思っていたが、まさか自分がそういう目にあうとはと言います。しかしもう誰だって明日は同じような目に合うことがあるわけですから、自分がそういう立場にいつでもなりうるんだという、事故に遭えば明日にでも不自由になったりすることがあるんですし、病気になればいっぺんに人から同情される立場に自分もなるわけですし、災害もそうですよね。

今のような語り部中心のやり方もやりつつ、やはり、我が事として考えられるようなやり方を開発していく必要があるのかなと考えております。

(内田委員長)

ありがとうございました。中委員はどうですか、今後の委員会のあり方についてですけども。

(中委員)

志村さんも86歳になられて、私は77歳ですけども、当事者達はいずれにしてももう先がないです。この委員会が始まる時に、5年を目途にということでしたので、それまで生きてるだろうかって、早くまとめて欲しいということを私はお話したと思いますが、私も昨日久しぶりに、自治会の黒板を眺めてびっくりしました。入所者が180人に減ってしまっているんですよね。私が17年前に恵楓園を出るときに、666人だったんです。ものすごいスピードで亡くなっていますし、私たち社会復帰したもの達も社会内で看護・介護が必要になったら、療養所に帰った仲間も何人もおります。帰ってきてほとんど亡くなりました。

そういうことで、全国的に見ても、退所者が1030人くらいおるんですけど、約半数は沖縄県なんです。そしてまた、沖縄県は非入所者というのが、給与金をもらっているのが64名くらいで、あと4百何十人は、非入所者給与金制度が欲しいんです。でも何十年も家族にもハンセン病のことを隠しているもんですから、ハンセン病の既往を隠しているもんですから。今更厚生労働省に手続きしたりいろいろ書類が必要なんです。家族に言われん、お金は欲しいんです。そういうことで手続きをとらない、という人が400人を超えるそうです。弁護団の調査でですね。

弁護士が訪ねていったら、ネクタイして鞆持って行ったら、あんな小さな島々に住んでる人たちはね、どんな人が来たらろうと噂になってしまう。だから来てくれると言われる、という話のある弁護士さんから聞きました。そういうことになって当事者達はもう特に私たちは年齢的に先が短いので、どういうメンバーであれ、早くまとめて私たちが生きてるうちに住みやすい社会にしてほしいんです。

だけどそれは、私は17年社会に住んでて啓発活動をしてるけれども、そう口では言うがやすしで、現実にはそうはいかないことを十分知っています。だけど、私は被差別部

落を中心としたところからの講演も依頼されて、熊本県の会長さんとも話をします。ハンセン病も大変だねとおっしゃいます。被差別部落問題もハンセン病問題よりずっと前からやってるけど、その人々の心を変えるのはよういかんわ、だから、差別偏見をなくすには一朝一夕にしてできるものではない。そしてまた、一生懸命努力したから理解されるものでもない。結局は、啓発を継続して続けるしかないんですよと言われました。まさにそのとおりだと。

根気よくがんばってください。

(内田委員長)

志村委員から委員会の今後について、どうぞ。

(志村委員)

これは園長にもお願いなんです。入所者は、直接家族訴訟の問題についてどこにどう相談したらいいか、と言う問い合わせがくると思いますが、まだ法律ができていない。そういう状況で法律ができた時には、家族の方が、保障法に基づいて、新しい法律に基づいて手続きをする。入所者そのものは園を通して弁護士なり司法書士なり、そういったところから請求があれば確かにこういう方が入所してましたという、そのくらいですよ。それ以上のことはないでしょう。私も何人か問い合わせがあったので、そういう風にお話をしています。

今、自治会の方は、入所者数が180人になりました。残念ながら今年に入って21名が亡くなりました。そういう中でどうやって自治会を存続させるかということと、当面新しい社会交流会館本館と現在ある社会交流会館のリニューアル、そこでもって、今度できます刑務所跡の小中一貫校、そこも人権教育ということの主眼に置いた教育をやっていくということでございます。しかし、実際に教育の現場では、英語が入ってくるということがあって体育を削ったりしている。いろんなことがあって、学校の運営については、校長が権限を持っている。なかなか幹部に浸透させるのは、難しい状況にあります。

しかし、私たち恵楓園にいるものは、本妙寺事件がありました。それから黒髪校の事件もありました。それから黒川温泉、もう一つは菊池事件、現在係争中ですが、これだけいろんな事件を抱えて、それでそういうことを話す側に、藤田さん、元弁護士さんで、今は判事をされています、その人がおっしゃっていたのですが、私は以前話をしたんですが、入所者の方が一人ついて、この人は普通話をするときでもとつとつと話をします。何をしゃべったかわからないけど、涙ながらにお話をする。そうすると、聴衆の皆さんが涙を拭きながら話を聞いておられる。これはということ、弁護士さんが、自分はい線いったと思うけどと言われる。しかし、それであってもハンセン病の問題についていろいろご存じの方が、赤裸々に私と副会長がだいたいほとんど二人で交代交代みたいな形で話をしている。同じ話はなかなかしない。少しずつ内容を変えながら、相手の反応を見ながら話をしていきます。そういうことで、できるだけDVDに納めて後世の人に感じてもらいたいと言うことで話をしている。

とつとつとでもいいから話をしてくれる人がまだ残っているんじゃないかと思っています。我こそはと思う方は、これはマスコミの皆さんでもいいです。こういう話を聞きましたということで、語っていただけるそういう方がいらっしゃれば、是非DVDにして残したいと思います。

(内田委員長)

ありがとうございました。今この委員会をどうするかということについてご発言いただきまし、いろいろご提言いただきましたけど、追加のご発言があれば頂戴できればと思います。よろしゅうございますか。

(遠藤委員)

反対のご意見の方はいらっしゃらなかったようですから、私としては、ここで我々が提言したことを、同じ事を繰り返して恐縮ですが、県がやろうとしていらっしゃるPDCAサイクルに何らかの形で寄与する委員会は、作った方がいいということをもう一度強調しておきたいと存じます。

(内田委員長)

先ほど課長がおっしゃったとおり、今後、国の方では、従来のハンセン病に関わる教育啓発というのを見直す作業に入っていくと思います。おそらくは2年くらいを目途として、検証して提言が出てくると思うんです。個人的な理解ですが、その提言の中身は今回の報告書の中になんか盛り込まれているんじゃないかという気がします。この提言が、具体的に皆さんおっしゃったように熊本県の施策の中で実際に実現していくということが国全体の動きと調和がとれるというか、まさに国全体の動きを牽引するという意義を持つのではないかと思います。この委員会がその役割の一端を担うというのは意義深いかなという気が個人的にはしています。

今日いただいた意見を踏まえて、事務局で少し文章化をしていただき、委員の先生方にもう一度こういう風なご意見でよろしいでしょうかという確認作業をしていただいて、その確認の上に全体としてまとめさせていただきたいと思います。

事務局と私の方で、少しそれをまとめる作業をさせていただいたうえで、改めて委員の先生方に次回お諮りをさせていただいて、報告書に掲載するという形にさせていただければと思っております。、よろしゅうございますでしょうか。

〈 各委員了承 〉

(内田委員長)

用意させていただいた事柄は以上でございます。先生方からそれ以外のことについてのご発言があれば頂戴できればと思います。よろしゅうございますでしょうか。それではマイクを事務局へ返させていただきます。

(事務局（水上）)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。また、各委員の皆様、長時間の御議論、大変お疲れ様でした。

本日、議論いただいた内容を基に、次回の委員会では報告書最終案をお示しできるよう作業を進めてまいります。

なお、次回の委員会は1月中下旬頃を予定しております。詳しい日程は後日調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で第11回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了します。皆様お疲れ様でした。